

中央市ネーミングライツ事業事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市が所有する公の施設等の愛称を命名する権利を、対価を得て事業者等に付与することに関し、中央市広告掲載要綱(平成21年中央市告示第15号。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ネーミングライツ 施設等の愛称を命名する権利をいう。
- (2) ネーミングライツパートナー ネーミングライツを付与された事業者等をいう。
- (3) ネーミングライツ事業 事業者等から対価を得てネーミングライツを付与する事業をいう。

(対象施設等)

第3条 ネーミングライツ事業の対象となる施設等は、市が所有する公の施設等とする。ただし、庁舎等、学校又は保育所のほか、施設等の性格上ネーミングライツ事業の導入が適当でないと市長が判断するものは除く。

(応募資格)

第4条 ネーミングライツ事業への応募資格は、ネーミングライツパートナーとしてふさわしい資力及び信用を備えた事業者又はその他団体(以下「事業者等」という。)であって、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、市における一般競争入札の参加制限を受けていない者
- (2) 市から入札参加停止措置を受けていない者
- (3) 国税又は地方税等を滞納していない者
- (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(同条第6号に規定す

る暴力団員をいう。)と密接な関係を有する事業者等、役員等に暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者がいる事業者等及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与していない者

- (5) 会社更生法(平成14 年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立て、又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者

(愛称の表記の範囲)

第5条 愛称の表記は、市民に親しまれ、かつ、施設の設置目的にふさわしいものでなければならない。

2 次のいずれかに該当すると認められるものは、愛称として使用することができない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの
- (4) 社会問題についての主義主張のあるもの
- (5) 投機心若しくは射幸心をあおるもの又はそのおそれがあるもの
- (6) 個人の氏名の記載があるもの
- (7) 本市の推進している施策に反するもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか施設名称として不適当であると認められるもの

(愛称表示)

第6条 ネーミングライツパートナーは、対象施設内外の看板、案内表示、関連するウェブサイトその他市長が認める媒体に愛称を表示することができる。ただし、その表示箇所については、市と協議の上決定するものとする。

2 看板等の企画、製作、設置及び撤去等に係る一切の費用は、ネーミングライツパートナーの負担とする。ただし、新たに設置した看板等で、市が譲渡を受けることとなったときは、譲渡を受けた日以後の維持管理、改修及び原状回復等は市が行うものとする。

3 市が作成するホームページ及び印刷物については、契約締結後から愛称を表示す

るものとする。ただし、印刷物については、契約締結後に作成するものに表示するものとする。

(愛称の使用期間)

第7条 愛称の使用期間は、年単位とし、3年以上5年以内の契約期間とする。

(募集の種類)

第8条 ネーミングライツ事業に係る募集の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めることとする。

(1) 特定施設型 市長が指定した対象施設等について愛称を募集するものをいう。

(2) 提案施設型 対象施設等(前号の規定により指定したものを除く。)について提案を募集するものをいう。

(募集方法)

第9条 ネーミングライツ事業の募集方法は、市ホームページ又は広報紙等により公募するものとする。

2 市長は、募集に際し、対象施設等、募集期間、選定方法その他必要な事項について、募集要領を定めるものとする。

(申込み)

第10条 特定施設型によるネーミングライツを取得しようとする者は、中央市ネーミングライツパートナー申込書(特定施設型)(様式第1号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 提案募集型によるネーミングライツを取得しようとする者は、中央市ネーミングライツパートナー申込書(提案募集型)(様式第2号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(審査)

第11条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、要綱第10条に規定する中央市広告審査会(以下「審査会」という。)の審査に付するものとする。

2 審査会は、提出された書類等に基づき、ネーミングライツの実現性、業務実績、信頼性その他の条件などを総合的に評価し、ネーミングライツの優先交渉権者(以下「優先交渉権者」という。)を選定し、その結果を市長に報告するものとする。

(結果通知)

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その審査の結果について、申込者に通知するものとする。

(ネーミングライツ料の納付)

第13条 ネーミングライツパートナーは、市長が指定する期日までに所定のネーミングライツ料を納付しなければならない。

(契約解除の申出)

第14条 ネーミングライツパートナーは、ネーミングライツ事業の継続が困難となったときは、あらかじめ中央市ネーミングライツパートナー契約解除申出書(様式第3号)により契約の解除を市長に申し出なければならない。

(契約の解除)

第15条 市長は、次のいずれかに該当するときは、ネーミングライツパートナーの決定を取り消し、契約を解除することができる。

- (1) 指定した期日までにネーミングライツ料の納入がないとき。
- (2) ネーミングライツパートナーが、法令等に違反し、又は違反するおそれがあると市長が認めたとき。
- (3) 第10条の申込みに関し、偽りその他不正があったとき。
- (4) ネーミングライツパートナーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- (5) 前条の規定によりネーミングライツパートナーから契約解除の申出があったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、契約の解除によりネーミングライツパートナーに生じた損害等について、市はその責めを負わないものとする。

3 市長は、第1項の規定によりネーミングライツパートナーの決定を取り消し、契約を解除したときは、中央市ネーミングライツパートナー契約解除通知書(様式第4号)によりネーミングライツパートナーに通知するものとする。この場合において、第13条の規定により既に納入されたネーミングライツ料は、返還しないものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、ネーミングライツ事業の事務に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年7月1日から施行する。

(中央市農村公園ネーミングライツ事業実施要綱の廃止)

2 中央市農村公園ネーミングライツ事業実施要綱(令和2年中央市告示第7号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行の日前に、前項の規定による廃止前の中央市農村公園ネーミングライツ事業実施要綱第14条及び第15条の規定については、この告示の施行の日以後も、なお従前の例による。